

摂 津 市 議 会

民生常任委員会記録

平成29年10月16日

摂 津 市 議 会

目 次

民生常任委員会

10月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 -----	1
開会の宣告 -----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名 -----	2
議案第59号所管分の審査 -----	2
質疑（光好博幸委員、森西正委員、弘豊委員）	
議案第66号所管分の審査 -----	8
質疑（弘豊委員、南野直司委員、森西正委員）	
議案第68号の審査 -----	12
質疑（弘豊委員、南野直司委員、森西正委員）	
議案第61号の審査 -----	19
質疑（弘豊委員）	
議案第70号の審査 -----	20
質疑（弘豊委員）	
採決 -----	22
閉会の宣告 -----	22

民 生 常 任 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成29年10月16日（月） 午前10時 3分 開会
午前11時42分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	増永和起	副委員長	村上英明	委員	南野直司
委員	弘 豊	委員	森西 正	委員	光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫
市民生活部長	野村真二	市民課長	川本勝也
保健福祉部長	堤 守	同部参事兼高齢介護課長	吉田量治
障害福祉課長	森川 護	国保年金課長	安田信吾

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局次長代理 田村信也 同局書記 関 正秀

1. 審査案件（審査順）

議案第59号	平成29年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
議案第66号	摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を 改正する等の条例制定の件所管分
議案第68号	摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例制定の件
議案第61号	平成29年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2 号）
議案第70号	平成28年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）

(午前10時3分 開会)

○増永和起委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

何かと行事の多い時期、きょうは民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

まずもって、正副委員長にはこのたびのご就任、おめでとうございます。

今回から、委員会構成が少し変わりました。この委員会はこのままであると思うんですけども、またいろいろとご苦勞おかけいたしますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

本日は、先日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○増永和起委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時5分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第59号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 2つ質問がございます。

1つ目に、議案書12ページの款2、総務費、目1の戸籍住民基本台帳費についてお尋ねします。委託費の住民基本台帳システム改修委託料とありますけれども、どのような内容になっているのか、また予算の積算根拠についても伺います。

2つ目に、8ページ歳入の、款15府支出金、目2民生費府補助金でシステム改修費補助金300万円をあげられてますけれども、12ページ歳出におきまして民生費における府支出金の配分ですね、老人医療助成費がゼロ、障害者医療助成費が300万円となっておりますけれども、そのことについてと、システム改修の内容について、伺います。

以上、2点でございます。

○増永和起委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、住民基本台帳システムの改修に関しますご質問にお答え申し上げます。

まず、システム改修の内容でございますけれども、これは住民票に旧姓、つまり結婚前の名字を記載できるようにするための改修でございます。

これにつきましては、現在国におきまして、女性の活躍の推進に向けた取り組みが進められております。その取り組みの一つとしまして、本人からの希望により、住民票やマイナンバーカードに旧姓を併記できるように制度の改正が進められております。

市では、これに対応するため、国からのシステム整備補助金を受けまして改修するものでございます。

なお、金額の根拠でございますけれども、この446万円でございますが、これにつ

きましては、国のほうからこの額でと上限の提示を受けております。人口規模とシステムの類型によって定められております。

以上でございます。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、私のほうから歳出の12ページ、システム改修委託の内容につきまして、老人医療の部分と共通の部分につきましてご説明させていただきます。

システム改修委託料につきましては、目5の老人医療助成費及び目6の障害者医療助成費ともに大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴う改修でございます。

医療費助成システムにおきましては、医療費助成対象者の資格管理、医療証の発行、医療費助成額などを管理しておりますが、今回の改正によりまして助成の範囲、一部自己負担額についての見直しが行われますことから、老人医療費及び障害者医療費助成制度におきまして、共通の改修が必要となるものでございます。

また、老人医療に係る部分としましては、再構築により障害者医療との整理統合が行われる中で、3年間の経過措置が講じられますことから、経過措置対象者に係る資格管理、医療証発行について改修を行うものでございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 障害福祉課にかかわります障害者医療費助成のシステム改修の内容のほうを、ご説明させていただきます。

システム改修の内容といたしましては、対象者の拡充に対する対応といたしまして、老人医療費助成を受けておられた方のうち、重度障害者医療費助成へ移行される

方のデータ移行でありますとか、精神障害者保健福祉手帳1級所持者や、難病患者のうち重度の方に対する対応、それから一部自己負担金見直しに対する改修などとなっております。

続きまして、府補助金、システム改修費補助金300万円の内容についてですけれども、福祉医療費助成制度の再構築に伴うシステム改修補助金でありまして、福祉4医療、老人医療、障害者医療、ひとり親家庭医療、乳幼児医療、全てに係る改修費用の2分の1、ただし補助上限額といたしまして300万円の補助を大阪府から受けるものであります。

4医療全体で1,079万円をシステム改修費用として予算計上いたしておりますけれども、障害者医療費助成に関する改修費がそのうちの729万円と一番大きな費用となっておりますことから、歳入におきましては代表いたしまして障害者医療費補助金として予算の計上をしているものであります。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 1つ目ですけれども、旧姓が表示されるということで、住民票とかマイナンバーカードに書かれることになろうかと思っておりますけれども、それがどのような表記になるのかということと、あとマイナンバーカードにつきまして今現在どのような交付状況になってるのかもあわせてお伺いしたいと思います。

2つ目の質問につきましては、いろいろあろうかと思えます。再構築、制度の改正については、おおむね理解いたしました。13ページの同欄にもありますように、通信運搬費ともあるんですけれども、今いろいろお聞かせいただきまして、大きな改正

になろうかと思います。その中で、市民の皆さんにこのような制度の内容についての周知に対して、どのように進めていくのか、具体的にあればお聞かせください。

以上の２点でございます。

○増永和起委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、まず１点目、住民票やマイナンバーカードにどのように旧姓が表示されるのかという件でございますが、現在、国から示されておりますのは、まだ案の段階ではございますけれども、住民票につきましては、氏名欄とは別に旧姓欄というのを設けられる予定でございます。

マイナンバーカードにつきましては、本名の氏の後に四角の括弧で旧姓が表示されるということになっております。

続きまして、マイナンバーカードの交付の状況でございますけれども、本市におきましては１０月１３日現在で枚数が１万１、３１９枚、市民の約１３．３％の方に交付している状況でございます。

なお、カードの申請はしているけれども、まだ受け取っていないという方を含めますと、約１５．５％となっております。

以上でございます。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 通信運搬費の内容及び周知の方法について、ご答弁させていただきます。

通信運搬費につきましては、郵送代を予算計上しているものであります。また、印刷製本費につきましては、封筒代を予算計上させていただいているものであります。

周知につきましては、現在福祉医療費助成を受けておられる方に対しまして、年内と年度末の２回、個別郵送によりまして制度変更の周知を行うことを予定いたして

おります。

また、広報誌にも掲載することによりまして、幅広い方々への周知を実施する予定であります。

そのほかにも、ホームページの掲載による周知も行うなど、漏れのない周知に努めてまいりたいと思っております。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 まず１つ目は承知いたしました。女性活躍推進という目的、あるいはマイナンバーカードの交付率１３．３％ということについて、交付率をアップさせるためにはやはりシステムの信頼性、あるいは利便性を高める必要があると思いますので、ぜひご検討いただきまして取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

２つ目は、大きな改正になろうかと思えます。担当者の方が大変だと思いますけれども、市民の皆さんの混乱を招かないように丁寧に対応いただけますように要望させていただきます。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

森西委員。

○森西正委員 今の光好委員も質問をされたんですけれども、歳入の戸籍住民基本台帳費補助金の部分ですね、上限が４４６万円ということでありまして、老人医療のところと障害者医療のところのシステム改修の委託料は、補助金があって、それが足らずを一般財源、というふうな形が筋だと思うんですけれども、ここを見ますと一般財源がゼロで、結局補助金のみ１００％というような形になってますけれども、これはちょっと教えていただきたいん

ですけれども、国からの算定をされた補助金だというふうなことであって、この委託を受けるところは国からの補助金の金額でもって委託を受けるわけですか。それか、見積もりを合わせるなりなんなりという形で金額を算定されて委託をされて、そして最終的には不用額というようなものが出てくるものなのか、不用額というものが出てこないようなものなのかをちょっと教えていただきたいんですけど。

○増永和起委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、先ほどの問い、446万円の補助金なんですけれども、これにつきましては、国のほうから446万円上限ということで、提示がありました。もともと住基システムの業者が決まっておりますので、その1者に見積もりをお願いしたところ、若干446万円をオーバーいたしました。何とか上限の446万円におさめてくれないかということで、支出のほうで446万円ジャストになっております。

以上でございます。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 最終的に不用額もないということで、そういうふうな受けとめ方ということですね。はい、わかりました。

○増永和起委員長 森西委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

弘委員。

○弘豊委員 5年ぶりに民生常任委員会に來まして、この間の状況なんか少し詳しくわかってない部分もあるので、会議録なんかを少し見ている中で、気になった分で数点お聞きしておきたいというふうに思います。

まず最初に、債務負担行為の補正で3ペ

ージに上がっている窓口業務管理事業なんですけれども、以前最初に業務委託がスタートした年が平成25年度で、平成24年度の補正予算の中で債務負担行為が組まれて、そのときには市民課窓口業務等委託事業というふうなことで上がっていたかというふうに思うんです。そのときに3年で債務負担行為が8,250万円の限度額で組まれてましたので、そのときの予算を3年で割ったらおよそ2,750万円だったのかなというふうな、決算で見たらまたもっと細かい数字がわかると思うんですけれども、ただ今回平成30年度から平成34年度の5年間の限度額の中では3,671万円、平成28年度、平成29年度はまた別の契約だったのかなというふうに思うんですが、この間の窓口業務、委託を始めてから今までの間でその業務の中身とかその契約の内容とか、そういったものがどういうふうに変わってきたのか、少し教えていただけたらというふうに思います。

それと、先ほど来議論がありました住民基本台帳システムの改修の部分ですけれども、これは法改正に伴ってというふうなことで、行われることで仕方ないのかなというふうに思って聞いてたんですけれども、そもそもその女性活躍推進というふうなことで、旧姓を住民票やまたマイナンバーカード等に記載していくことにどういうメリットがあるのかなというふうなことですね。そこらあたり、現場のほうでこういうふうにとっていることがありましたら、お聞かせいただけたらというふうに思います。

それからもう一つは、社会福祉費の福祉医療の再構築の中で、こういうシステム改修が出てくるというふうなことで、その中

身については次の議案になってくるのかというふうには思うんですけども、今回の資料のこういう制度の変わる中で、これだけまたシステムを変えるのに費用もかかっていくのだなというふうなことです。府から出てくる補助金は300万円だけというふうなこと、実際にはシステム改修でどこの自治体、市町村も費用がこんだけかかってくるのに府からはこれだけしか出ないのかなというふうなこと、そこらのあたりのやりとりがもしあるようでしたら、もっともらえないのかというふうなことも含めてちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○増永和起委員長 川本課長。

○川本市民課長 それではまず、窓口業務委託、平成25年度からの内容でございますが、市民課におきましては平成25年度から窓口業務の委託を行っております。当初は窓口業務の委託金額が、平成25年度9か月分で1,890万円で行いました。平成26年度からはパスポート業務を追加いたしましたので、平成26年度、平成27年度につきましては、年間2,786万4,000円で行いました。

本来ならばこの3年間の委託契約が終了しまして、平成28年度から再度債務負担行為を上げてということでございますけれども、この平成28年当時はマイナンバー制度が平成27年10月から開始いたしました。平成28年1月からはマイナンバーカードの交付が開始されました。同じく、その2月にコンビニ交付の運用がスタートしました。ということで、マイナンバー制度が導入されて、マイナンバーカードがどれだけ普及するのか、コンビニ交付がどれだけ利用があるのかということと不透明な状態でございました。それに

よって、窓口業務も大きく状況も変わってまいりますので、様子見と言え言い方が悪いかもしれませんが、平成28年度、平成29年度につきましては単年度の随意契約で契約の締結を行いました。金額につきましては、平成28年度は前年度同様の2,786万4,000円でございます。平成29年度は3,045万6,000円でございます。これにつきましては、サービスコーナーの廃止がありましたので、若干取り扱い件数がふえるであろうということとを予測しまして、若干の増額をさせていただいております。

それから2点目、旧姓併記のメリットということでございますけれども、これにつきましては国の施策でございます。男女共同参画という視点もございますので、なかなか住基担当が的確に申し上げられるかどうかわかりませんが、今、世の中で女性が結婚されても旧姓のままお仕事をされるということがふえました。そういった中で、公的な証明書でございます住民票であるとかマイナンバーカード、これに旧姓を併記できれば、女性が働きやすい社会になるのではないかとということで、国はこういった制度改正を行うものと思っております。

以上でございます。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 システム改修費補助金の、大阪府の限度額についての答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては、各市とも補助上限額では賄い切れないというふうに聞いておりまして、システム改修費補助金については大阪府に対して、確保してほしいという意見、要望も行ってまいりましたけれども、最終的には上限額300万円となっ

たということであります。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 窓口業務の管理事業ということで、今お聞かせいただいて、ああ、なるほどなというふうなことで聞いておったんですけれども、ただ当初この管理、今は管理事業となっておりますが、当初業務等委託事業というふうなことで始まった際にも、本当にこれは民間委託でやっていくことが適当なのかどうなのかというふうな議論をさせていただいてたかなというふうに思うんですけれども、この間にもいろいろマイナンバー制度が始まってコンビニ交付があつてというふうなことで、制度が変わっていく中で、窓口の仕事のノウハウ等々もやっぱり変わってきているんじゃないのかなというふうに思うんです。そういった中で、市役所の職員としての市民の皆さんとのかかわりの点が薄れてしまつてとか、また業務がいろいろと変遷する中で、当初懸念していたようないわゆる偽装請負みたいなそういう事例が出てくるようなことになったりはしないのかというふうなことで言いましたら、やっぱりその契約のたんびたんびに確認もしていくことが大事なのかなというふうなこと、今回もこの契約をまたやっていくというふうな中で、改めてそこらあたりは確認していくことが大事なのかなと思って、質問もさせてもらっているんですけれども、その金額の中身については今回平成29年度で3,045万円でやってる部分を、今回限度額を見ましたら3,671万円というふうなことで、5年で単純に割るとそういう金額になっていくんですけれども、またこの委託の中身がさらにふえていくことなんかも想定してこういうふうになっているのかどうか、ここのところをちょっと確

認しておきたいと思っております。契約の中身はこれまでどおりなのか、またこれ以上にまた中身がふえていくんじゃないのかなというふうなことも含めて、確認のため聞いておきたいと思います。

それから、住民票やマイナンバーカードへの旧姓併記ですけれども、これ自体反対するというふうなことでないんですけれども、国会でいろいろと議論している中でも、この女性活躍というふうなことはもちろん大事な課題ですけれども、もうやっつけでやってしまつてるんじゃないのかなみたいなことも、感想としては私は持ったりもしました。もっと女性が働きやすいとか、旧姓でも働き続けられるというふうなことで考えたら、意見の中には選択制の夫婦別姓なんかも法律として認めるべきじゃないかというふうな議論もありましたけれども、今回はそこには至らず、この旧姓併記にとどまつたというふうにも捉えてるんですけれども、ただここで大方、全国でこれをやっていこうと思うと100億円ほどまた国として出すお金は上げてるといふふうなことですよね。摂津市は446万円ですか、これでやるというふうなことなんですけれども、そういったことからしたら、本当にこれがよかったのかなというふうなことで、ここでも仕方がない部分ですけれども、そういった感想を持ちましたということで、これは意見として述べておきたいと思ひます。

それと最後、福祉医療の再構築の部分ですけれども、ここのところは本当に大阪府としては制度の持続可能な、とかいろいろ議論もして、ここまで伸びて、今この改修の時期に来てるといふふうなことで、そこらあたりのところでは、また今後のことも含めて、大阪府のある意味充

実している部分もありますよというようなことを聞いてますけれども、大きくはやっぱり制度改悪に引っ張られる形で摂津市としても切っていく分があるのかなというふうな中では、こういうところにもっとやっぱり府の責任を果たさせるというふうなことが大事なのかなというふうに、これは引き続き担当課のほうから意見としては上げていってもらいたいなと要望しておきます。

質問としては、窓口業務のところだけ1点お願いします。

○増永和起委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、窓口業務委託の債務負担行為が高い、上がっているのではないかということでございますけれども、今回、窓口業務委託を更新するに当たりましては、再度公募型のプロポーザル方式で業者を選定していきたいというふうに思っております。そういった中で、今回の債務負担行為の設定でございまして、できるだけ多くの事業者に参加していただきたいということで、若干余裕を持って設定させていただいております。実際契約の際にはきっちりと金額を精査しまして、経費節減に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 この窓口業務の委託については、当初から日本共産党の会派としては反対もしてきてますし、また今後国の法改正を見てますと、またさらに窓口の民間委託を広げていけるようなそういう法改正なんかがあったりもしてるように耳にしてるんですけれども、ただやっぱり、市としての役割、責任、そういうようなことも

しっかりと捉える中では、安易に拡大していくような方向ではなくて、しっかりとまたその都度都度私たち議会としてもチェックもしていきたいというふうにも思ってますし、その点よろしく願いしておきたいというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○増永和起委員長 弘委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時33分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第66号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ありませんか。

弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、議案第66号、大阪府の福祉医療費助成制度の再構築というようなことで、先ほどのシステムの内容がこの条例の中身なんだというふうに捉えておりますが、率直に言っているところとややこしい、また制度の改正、改変になってるというふうに思っております。具体的に、ちょっともう端的に拡充している部分、それからもういわゆる制度としては後退している、削られていく、そういう部分について、最初に聞かせてもらえたらというふうに思います。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 拡充している部分、後退している部分について答弁させていただきます。

今回の大阪府の福祉医療費助成制度の再構築によりまして、対象者の見直しが行われます。まず拡充している部分につきましては、64歳未満の新たな対象者としまして、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、それから難病の患者に対する医療等に関する法律の助成対象のうち、障害年金1級、または特別児童扶養手当1級該当者、いわゆる重度の方に対して対象者が拡大しております。

後退している部分につきましては、老人医療費助成制度で対象となっていた方のうち、指定難病を要件としていた方で重度以外の方、結核を要件としていた方、精神通院医療を要件としていた方で、精神障害者保健福祉手帳1級以外の方、こちらの方々が対象外となりますので、後退している部分になろうかと思っております。

それから、一部自己負担額の関係で後退している部分がございます。現状といたしましては、1医療機関、入院・通院それぞれ1日につき500円以内を月2日まで、複数の医療機関を受診した場合での1か月の負担上限額は2,500円が上限でございましたが、再構築後では院外調剤について自己負担を導入するとともに、1医療機関当たりの月2日限度を撤廃いたしまして、入院・通院、院外調剤それぞれで1医療機関当たり1日500円以内とする、また月額上限額については2,500円から3,000円に上がることとなります。

それと、拡充している部分ですが、訪問看護ステーションが行います訪問看護につきまして、この重度障害者医療費助成に含まれることとなりますので、拡充していく部分になります。

以上でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 今、ご説明いただきました制度の影響で、変わる部分ですね、拡充する分と削られる分というふうなことでお答えいただきましたけれども、来年度の予算以降、経過措置等もあるというふうには聞きましたけれども、大きく見て大体どれぐらいの予算的な額になっていくのか、どれぐらい拡充して、削られるのがどれぐらいなのかというふうなことです、もうその大きなくくりでいいので、教えていただけないでしょうか。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 再構築におけます将来的な所要額の推計につきましては大阪府が府全体の推計を出しておりますので、その数字でご説明させていただきます。

対象者の見直しによりまして、府全体といたしましては初年度で11.1億円の増、2年度目には16.4億円の増、3年度目に老人医療費助成の経過措置が終了いたしますので、その部分で15億円の減となりますけれども、見直しに対する増加分と合わせまして3年度目には7.4億円の増という試算が出ております。その後、伸び続けまして、10年度目には21.6億円の増というふうに見込まれております。

○増永和起委員長 ふえる分だけ、減る分はという、両方教えてほしいというお話ですね。

森川課長。

○森川障害福祉課長 減る分につきましては老人医療費助成の経過措置が終了したときに15億円が減になりますけれども、ふえる分につきましては対象者の拡充によりまして、先ほど申しましたように初年度は11.1億円、2年度目は16.4億円、3年度目はその老人医療費助成の減がなかった場合では22.4億円で、15

億円がそのときに削減されますので、プラスマイナス7.4億円の増という試算になっております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 大阪府全体の今の積算というようなことでお答えいただいていたのですが、対象がふえる分で、大阪府全体としては歳出として出るほうが大きくなるというふうな捉え方であります。ただ、実際に削られる対象の方の生活の関係で言うと、そこらあたりもきちっと市として見ていくことは大事だなというふうに思っております。といいますのも、この間でですね、老人医療費助成制度の中で身体障害者手帳3級、4級の方が対象から削られたこの間の行革の動きがあったかというふうに思うんですけれども、そのところでやっぱり私もこの間市民の方から相談を受ける中で、ここのところ削られて、本当に少ない年金の中で大きな医療費がもう払えなくなっていくというふうなことでですね、もうどんどん貯蓄切り詰めていって、もう底ついたらこれはもう生活保護しかない、本人はもう生きていけないというふうなことをおっしゃっておられました。そういう思いをやっぱりこの重度以外の方、老人医療費助成でこれまで受けておられた、言ってみたら身体障害者手帳で言うと1級以外、もう2級の方が次はもう対象から外れるというふうなことになっていくわけですね。対象から外れて、出ていく方のことについても、きちっと見ていくことが私は必要だというふうに考えております。

また、この問題については去年の一般質問と、それからことし代表質問のときにも私のほうからは取り上げさせてもらって、やっぱり大阪府のある意味制度改悪の

部分を、市長も答弁の中でできるだけ食いとめていくために努力もするというふうなことでおっしゃっていただいていたかというふうには思うんですけれども、やはり制度全体としてのこの後退面というのは、そのまま見逃すことはできないなというふうに思っております。

そういった点では、先ほどは大阪府の大体の大きな数字でおっしゃられましたけれども、市としての本当に身近な市民の皆さんにあらわれてくる影響についても、もっともっと捉えてみていただきたいなというふうに、この点については要望としておきたいというふうに思います。今回のこの条例の改正については、私どもとしては反対したいというふうなことで、意見を述べておきます。

○増永和起委員長 弘委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

南野委員。

○南野直司委員 今回、大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴っての条例の制定ということでありますけれども、この時代の流れといいますか、この制度の再構築に向けた背景であつたり必要性というものの、大きな部分でお聞かせいただきたいと思います。利用者の方がどういうことを望んでおられてという部分も含めて教えていただけたらと思います。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 今回の福祉医療費助成制度の再構築の背景でございます。まず、今、障害福祉サービスにつきましては、障害種別にかかわらず共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みが確立されておりまして、その中では精神障害者、難病患者も障害福祉サービスの対象となって

おりますが、障害者医療費助成につきましては、この精神障害者、難病患者が対象外となっているということが背景としてありますことから、この精神障害者と難病患者の重度の方への対象の拡充が必要であったということでございます。

それと、高齢化の進展、医療の高度化に伴う医療費の増嵩などによりまして、今後、所要額が増加することが見込まれるということで、持続可能な制度構築の観点から対象者、給付の範囲を真に必要なものへ選択、集中するとともに、受益と負担の適正化を図ることが必要であるということが大きな背景としてありまして、今回の再構築に至ったということであります。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 利用されている皆様のご意見を聞いて、そして制度に反映していくということが今後必要であると認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○増永和起委員長 南野委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。森西委員。

○森西正委員 先ほどから他の委員も質問されていますが、大阪府の福祉医療費助成制度の再構築ということでございます。大阪府というスタンスで見えていますが、これを例えば、ほかの都道府県に当てはめたときに、国の制度があつて、それに対して大阪府の福祉制度というのがあるわけです。そこに各市町村という部分があつて、その点、例えば大阪府の制度自身が他の都道府県から見たときにはどのような制度になっているのか、わかるのであれば教えていただきたいと思います。

この中で、例えば、拡充の部分と後退の

部分ということがありますけれども、後退の部分でも、例えば、国の制度があつてそれを利用できるものと、例えば、後退になつても大阪府にその制度自身がないというふうなものがあるのか、その点教えていただきたいと思います。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 まず、他の都道府県から見ての大阪府の制度がどうなのかというところです。福祉医療費助成につきましては、国の制度はございませんで、各都道府県が各都道府県独自で制度を行っているという状況になっております。

他の都道府県につきましては、精神障害者や、難病患者が既に対象となっている都道府県もたくさんございますので、今回の大阪府の再構築によりまして、そちらの他の都道府県での助成制度に近づくのではないかと考えております。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、削減により国の制度が何かあるのかという部分でございます。先ほど森川課長の他の都道府県の部分のところで少し私も補足させていただきます。明確な資料はございませんが、他の都道府県におきましては、老人医療費助成と障害者医療費助成を切り分けていないところが多いと聞いております。

大阪府が65歳以上の方を切り分けて制度をつくっていたという部分を他の都道府県に合わせるというほうに行くのではないかと考えております。

2点目の削減、対象外となられる方についてでございますが、精神障害の方、難病の方、結核の方、それぞれ重度でない方が対象となつてまいります。結核の方につきましては、基本的には国で自己負担5%だったと思いますが、それで治療費は負担が

されております。

また、難病、精神通院に関しましても国の公費がございますので、対象外となったことでいきなり保険医療の３割負担をしないといけないかといいますと、国の公費で間に負担があつて、残りをこれまでも医療費助成でやっておりますので、基本的には対象外となる三つの要件ともに国の公費が間に入っているという状況でございます。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 今回の再構築は複雑といいますか、今までの制度というのが利用されている方は、それが前提にありますから、それとこの制度が変わったというところと、利用される方がどうやってこの制度があるよという部分を理解をしていただくかというところがあると思いますので、その点のPRと、そして今話を聞いていますと、国の制度のところですから、活用いただけたらということでもありますから、そこで漏れてくるような方がおられるのか、またその点も研究をいただいて、もし漏れるようであれば、そういう方への対応というのも考えていかないといけないかと思ひますので、その点は要望とさせていただきますので、よろしくお願いします。

○増永和起委員長 森西委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前１０時５１分 休憩)

(午前１０時５２分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第６８号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 それでは、議案第６８号についてお聞きしておきたいと思ひます。これは重度障害者医療費助成の制度の中での入院時の食事療養費助成の廃止ということでの議案であります、この間、子ども医療の分でも制度を削られてくるということが起きておりますし、また入院食事療養費そのものの金額というのも国の制度の改変の中で上がっていくということです。これまで来ていた当事者からしてみたらどんどんと負担は大きくなっていくということになるかと思ひますが、今回、これを提案してくる理由ですね。

それと、この間、ここにかかっていた金額のあたりを最初に聞かせていただきたいと思ひます。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 入院時食事療養費助成につきましては、市の単独事業となっております。障害者医療費助成では、現在、非課税世帯の方を助成対象としておりますけれども、老人医療費助成につきましては、助成を行っていない状況でございます。再構築によりまして、年齢に関係なく重度の障害者に対する重度障害者医療費助成へと移行をいたしますが、このまま入院時食事療養費助成を継続することになりますと、６４歳未満の方と６５歳以上の方との間で助成の範囲が異なるという不均衡が生じることになります。

また、現在、障害者医療費助成として入院時食事療養費助成を実施しております市町につきましては、大阪府では１１市１町でありまして、北摂地域におきましては、

高槻市、吹田市、池田市となっております。高槻市、吹田市、池田市につきましては、再構築後、入院時食事療養費助成については廃止すると伺っておりまして、その他の市町につきましてもほとんどの市町が廃止する聞いております。

一方、国は地域移行促進事業を進めておりまして、障害を持たれている方が住みなれた地域で安心して暮らしていくための事業を進めております。この地域移行につきましては、本市におきましても例外ではなく、今後、住みなれた地域で安心して暮らしていくことが必要であると考えております。

これらのことから、重度障害者医療費助成での入院時食事療養費助成につきましては、廃止を考えておりまして、現在、この助成費用にかかっております財源につきましては、障害者の日常生活の利便を図るための事業へシフトしてまいりたいと考えております。

それから、金額でございます。平成28年度の入院時食事療養費助成の非課税世帯にかかる金額といたしましては、363万円となっております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 この議案こそ前に代表質問の中で私が言っていたみたいに、大阪府の制度改悪に引きずられる形で市の制度もなくなってしまうということで、私はこれはやってはならないのではないかと考えている部分であります。市長の代表質問の答弁の中でも、極力頑張っていきたいと、独自でもというようなことをおっしゃっていたと思うのですが、そうであったら大阪府内の他市もやめてしまうということらしいですが、それぞれで申し合わせて、話し合ってやめてしまうのではないかと

ということもある意味思ってしまうし、摂津市は残しておくんだというようなことを主張していけば他市も残しておくということも考えるのではないかとということも思うわけでございます。

もちろん、障害のある方の中で、これまでは65歳以上の制度が違っていているということですか。そことも整合性をとるのに全部なくしてしまうというような、そうするのが簡単かもしれないですけども、それで本当にいいのかどうかということは私は疑問に感じますし、今、おっしゃられました金額の点でも363万円、この予算額を言われていた地域移行促進事業、日常生活支援ということで振り向けるということをおっしゃっていても、具体的に、ではどういうところが拡充していくのかということは見えてこないと思うのです。

以前、水道料金の福祉減免をなくすとき、あのときは議会の中でも随分議論があったと思うのです。そこで削った予算はほかで拡充していくということと言ったけれども、じゃあどこに回していくのか。それが具体的に示されないまま、削るのが先にあってはそこは認められないということで、たしかあのときは継続審議みたいなことにもなったかと思うのです。今回、ここで削る分を地域で在宅の方たちの支援に回していくということも本当に363万円で何ができるのだろうかということも、私は率直に疑問に感じるわけであります。

障害のある方たちの中で、入院されていて、食事の中身などでも多種多様と思うのです。胃ろうで栄養摂取をされている方も食事療養費ということでたしか含まれていたと思いますし、なかなか病院食、つまり普通のものでは食事できなくて、刻み食で調理にいろいろ手間がかかってという

こともあるかと思うのです。

それらも含めて、今これがどうしてもここでやらないといけない条例改正かということで、再度、見解を聞かせていただけたらと思います。

○増永和起委員長 堤部長。

○堤保健福祉部長 弘委員のいろいろご質問がございましたけれども、私のほうから一括して答弁をさせていただきたいと思います。

なぜ今この段階で障害者医療の入院時食事療養費助成を廃止しなければならないのかということでございます。摂津市が頑張れば北摂のほかの市もついてくるのではないかというご意見もございました。我々としても一昨年、障害者の入院時食事療養費助成につきまして非課税世帯に限らせていただいて、何とかこのまま制度を残したいという気持ちは弘委員と全く同じでございます。

ただ、今申し上げましたように、同じ医療の中で64歳以下と65歳以上が分かります。この入院時食事療養費制度そのものは平成6年10月に医療制度の改正によってつくられたものでございます。そのときの背景として、2025年に向けて超高齢化社会がどんどん進展していく。その中で病院のベッドが足りない。社会保障費がどんどんふえていく。そういった中で入所施設、あるいは介護施設の食事の負担についてもホテルコストということでご負担いただくような体制になってまいりました。入院時の食事代につきましても同様の制度が設けられたということでございます。

我々としては、この大阪府の制度改正に伴って、高齢者の方も新たに対象となる。もともと入院時食事療養費をご負担いた

だくという制度が高齢者の医療を確保するという意味で行われているところでございます。

我々の行っております障害者の食事療養費助成につきましては、平成6年10月、その入院時食事療養費という負担が生じたときに、大阪府が夢っ子プランというプランで、乳幼児、たしか2歳までだったと思うのです、その乳幼児の入院時食事療養費助成という制度をつくりました。そのときの従来の福祉医療、4医療の制度では優先順位というのが定められておりまして、もともと老人医療が1番、2番が障害者医療、3番がひとり親医療、4番が乳幼児医療というふうになっていました。

そうしますと、そういう制度ができたにもかかわらず、より負担の厳しいひとり親家庭であったり、生まれながらにして障害を持って生まれた、そういう子どもたちが入院時食事療養費助成の対象外となるというところから、障害者医療にもひとり親医療にもつくるべきだということで、大阪府の助成対象ではないけれども、いろんな市町村がこの制度を始めたというのがそもそもです。

今回の制度改正に伴いまして、障害者医療とひとり親、乳幼児医療の助成が若干異なりました。はっきり言いますと、乳幼児、あるいはひとり親家庭の自己負担のほうが軽くなっています。そういったことがあって、選択制、要は有利なほうを選択できるよう制度が改まっております。

そういったこともありまして、今申し上げた当初制度ができたころの不公平というのはなくなっております。当時のこの制度を導入したときの不公平がなくなったということと、それからもともと先ほど申しましたように、入院時食事療養費制度の

目的といったものを考えますと、今この制度をそのまま維持することができれば、我々としても何とかやりたいわけですが、残念ながら制度内で年齢を引くということは、これは条例の中で不均衡、不公平な取り扱いということで、それをすることはできなかった。そうすると、今老人医療費助成にも拡大しなければいけない。

もともと乳幼児のためにつくった制度を、高齢者がふえるところに向かって、我々が地域移行促進事業をやっているにもかかわらず、逆行してしまうということでありますので、仮に我々がこのことをしたところで、ほかの市のほうはそもそも論じゃないですかということになるのかなと思います。我々としては、できればこの制度、非課税世帯の方を残したいという思いを持っておりましてけれども、残念ながらそういった背景があり、我々としても涙をのんで、この制度は廃止をさせていただく。ただ、森川課長から申し上げましたように、この予算につきましては、きちんと確保してまいります。またもう一点、重度障害者等福祉金という制度がございます。それは今申し上げた方が全て対象になっておりますので、非課税世帯の方につきましては、1か月以上入院された場合は、加算をさせていただいて、少しでも激変緩和をさせていただきたいと考えております。以上です。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 部長、今答弁でいろいろと心苦しい心中もおっしゃっていただきましたけれども、これまで障害のある方の中で、65歳以上になったら老人医療費助成の制度だということで、その時点で入院時食事療養費の対象ではなくなっていて、今度の福祉医療費助成制度の再構築の中で、6

5歳以上の障害のある方、重度の方も重度障害者医療の対象でということになっていているわけです。

そういう意味で言うと、単に高齢者の方、高齢だからということで対象になる、対象に加わるという方が大きくふえるわけではないじゃないですか。今回のことで言うと、これまでの制度のほうは年齢で線引きがされていたということからしたら、このところをある意味市として拡充する方向ということも考えられたと私は思うんです。

これまで363万円の支出で、おおよそそれぐらいでやられていたのが、その何割ぐらいふえることになるのかということもあるかもしれませんが、そこでこれを継続できないほどの、財政的な面で削るということではないということが今の答弁のところではあったのかもしれませんが、理屈としても、なかなか納得しがたいと思っております。

子どもにかかわる部分は、これまでだったら障害者医療が優先で、子どもの医療費のところの対象ではなくてということが今後は優先順位がなくなって、障害のある子どもは、障害者医療の制度ではなくて、子ども医療の制度を使えば、入院の際の食事療養費が使えますよということだったのかと今、聞いて思っているのですが、そこらあたりの制度の使い方、やりくり、それは本人が選択をしてやる。申請しなければ、そうはならない。そこらあたりのところ、少しそこらを整理してわかりやすく教えていただけたらと思います。

今度の制度で、削られる部分はどこで、こうすればこれまで対象として受けられた人は受けられますよという部分を教えていただきたいと思います。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 福祉医療の再構築に伴いまして、優先順位がなくなります。今まででしたら老人医療、障害者医療、ひとり親家庭医療、乳幼児医療の順でしたけれども、それが本人の選択制になります。今現在、18歳未満の障害者医療費助成を受けておられる方、18歳未満の方は100名ほどいらっしゃいます。その方々に対しましては、その方々だけではないですが、現在福祉医療費助成を受けておられる方に対しまして、個別の郵送で制度の周知を図っていきたいと思っております。その対象者の方々につきましては、選択制になるということもしっかりと伝えてまいりたいと思っております。

窓口の一部自己負担の関係で言いますと、重度障害者医療費助成は月額上限額が3,000円になりますが、ひとり親家庭医療費助成、それから乳幼児医療費助成につきましては現状維持ということで2,500円となっております。

あくまで本人の選択制によりますので、どちらを選択されるかというのはご本人になりますけれども、やはりひとり親家庭医療費助成、もしくは乳幼児医療費助成のほうが有利になりますので、その辺につきましても、周知のときにしっかりとこういうふうになりますということをお伝えしてまいりたいと思っております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 答弁を聞かせていただいても、腑に落ちないという部分は拭い去れなくて、障害者医療よりも乳幼児、子ども医療費助成やひとり親家庭のほうが有利になるというふうな、そこ自体もこれまでと比べると逆転してしまうわけじゃないですか。

障害のある子どもを持っている親は、これまで摂津市の障害福祉課に頼ってと言ったらあれですが、心を寄せて相談に来られるわけですが、今回、入院の際の食事療養費は子育て支援課のほうに行ってくださいということになるのかなと、見ていたら思うわけです。そのところで、今回の周知は周知でそうなんだけれども、障害福祉の担当課として、そのところをどう受けとめて、市民の方とも向き合っていくのかなということで、子どもの分は継続して18歳まではいけますよ。ひとり親家庭のところもいけますよ。ただそこは、じゃあ教育委員会の子育て支援課に行ってくださいねということになるのでしょうか。そこらを教えてください。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 今回の福祉医療費助成制度の再構築の背景について答弁させていただいておりますけれども、その背景には持続可能な制度構築が必要であるということがございます。選択と集中が、やはり今後必要となってくると考えておりますので、この入院時食事療養費助成は廃止をいたしまして、日常生活の利便を図るための事業の拡充に財源をあてていくことによって、障害を持たれている方の利便性の向上ということに努めてまいりたいと考えております。

障害児の方に対する対応ですけれども、医療費の助成制度につきましては、子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成のほうに移りますけれども、それ以外の障害福祉サービスにつきましては、今後も引き続き障害福祉課で、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 済みません。あとやっぱりい

ろいろ聞かせていただいても、やっぱりこの議案について、なかなか賛成しにくいなというふうに思っています。

18歳以降、ひとり親家庭でない、そういう成人期の障害のある人たちは、やっぱりこの制度の変更によって、この点については改悪になっていくというふうに思っていますし、それにかわる、じゃあ何かしらの支援というのがもっと明確に提案されるというようなことが、今の時点では、まだないというふうに思うんです。そういった点では、その点、今しないといけないのか、例えば、第4回の定例会のときに持ち越して審議することができないのか、そういったことと、また、子どもの部分ですね。18歳までの部分は継続してやっぱり受けられるというふうな、子ども医療費の制度で受けられるというふうなことをおっしゃいますけれども、でも、やっぱり障害福祉のところでは受けとめていくというふうなことを、例えば、そういうふうなやり方というふうなことがなかったのかなというふうなことも、例えば障害者医療の制度の中で18歳までは対象にしますよというふうなことにしたら、そこで一本でできるんじゃないのかなというふうなこともですね。だから、同じ対象者が子ども医療費助成も障害者医療費助成も両方を使うというふうなことの、そういうことよりも、障害者医療というふうなことで、18歳までは食事療養費を面倒みますというふうな、そういうこともある意味できるんじゃないのかなというふうなことも含めて、また考えていってもらったらというふうに思います。

ちょっときょうここで答弁というふうなことは難しいと思うので、その点、再度考えていただきたいというふうに思いま

す。

私からは以上です。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。
南野委員。

○南野直司委員 摂津市における重度障害者の方の入院時の食事療養費に要した費用も助成を廃止しますということで、改めて、現在この制度を利用されている方というのはいらっしゃるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 制度を利用されている方の人数ですけれども、こちらにつきましては、入院をされる方というのは年度によってまちまちでございますので、平成28年度の実績で、ご説明させていただきます。

平成28年度につきましては、障害者医療費助成の対象人数が563人、そのうち非課税世帯の方が163人となっております。その非課税世帯の163人のうち入院をされた方でございますけれども、平成28年度では約40人の方がいらっしゃいました。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。

そして、この入院時の食事療養に要した費用の助成を廃止して、先ほどもご答弁の中であったと思うんですけども、日常生活の支援へシフトしていくというふうなご答弁があったように思います。中身について、どのような支援制度の設計というのを考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 今現在、考えております財源のシフト先といたしましては、障害者の日常生活の利便を図るための給付

といたしまして、日常生活用具給付等事業を実施しております。

こちらにつきましては、特殊寝台でありますとか、入浴補助用具でありますとか、ストーマの装具など45種目ほどの用具の給付、もしくは貸与を行っている事業でございますが、この事業で45種目ほどの中に入っていない種目で、要望、意見のあるもの、それから、それぞれの給付に限度額がありますが、今新しい品物も出てきておりまして、限度額ではなかなか賄いきれないというものもございますので、上限を上げてほしいという要望、意見のあるものにつきまして拡大してまいりたいと考えております。

それから、先ほど堤部長からも少しありましたけれども、重度障害者等福祉金ということで、1年以上摂津市に居住している非課税世帯の障害者、身体障害者手帳の1・2級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級、特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者、それから特別児童扶養手当受給資格者から監護または療育を受けている障害児、これらの方のうち非課税世帯の方に対して、今、年間1万2,000円を福祉金として支給しておりますけれども、この重度障害者等福祉金に、1か月以上の長期入院者に対して入院時の加算制度を設けて、入院時食事療養費助成の廃止の影響を緩和したいと考えております。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 いずれにしても、ハンディキャップを持っておられる方には、制度の充実というのはすごく大事なものになってきています。しっかり現場の意見を聞いていただいて、先ほどご説明いただきましたそれぞれに還元していただくと

いうことでありますけれども、しっかりとよろしく願いいたします。

以上です。

○増永和起委員長 副市長。

○奥村副市長 それでは、私のほうからちょっと補足させていただきたいと思えます。

担当課長のほうから、日常生活用具のいわゆる貸与事業、それから、福祉金の増額等々の答弁がございました。これは、来年の予算に向けての今審議中でございますので確定ではございません。ただ、原課のほうでは、やはり障害者医療の関係でそれぞれ財源が363万円、これが浮いてくるわけですが、やはりそれは障害者の方に使っていただきたいということで、原課のほうでは強い熱意を持って予算要求しております。最終、予算が確定しましたら、年初のときに、またそれぞれの、要は来年の施策も合わせましてご報告できるというふうに思っております。今現在では、審議中ということで確定ではございません。

先ほどから、いろいろ福祉医療の分のお話がございましたけれども、それぞれ福祉医療の中ではふくそうして、なかなか理解しがたいところもあるんですけれども、やはり、再構築ということに焦点を当てていかなければならないと。今後いろいろますます需要が出てきます行政需要、これに対して、やはり対応していくためには、一つずつを積み上げていけば、とてもじゃないですけども財源はもちません。そういう意味では、財源を他に流用しながら、総枠の中でいかに賢くお金を使っていくか。これが、やはり再構築の目的ではないかなというふうに私どもは思っております。

○増永和起委員長 南野委員の質問が終

りました。

ほかにありませんか。

森西委員。

○森西正委員 先ほどから質問が出ておりますけれども、私のほうから質問というか、意見というか、お願いでありまして、入院時食事療養費助成を廃止するという事で、先ほどからご説明をいただきます。それと、今、副市長からもかわりのものというふうなことで、予算のほう要求を原課のほうからさせていただいているという事でありますから、先ほどもご答弁で一つ一つ制度があって、それに今新たな制度を一つ一つ乗せていくと費用がかさんでいきますので、その点を構築しながら、考えながら、福祉全体の費用を考えていくというふうなことでありますのでね。その点は十分に今まで利用されてた方が違う形でといいますか、やはり、お困りになるようなことがないように、その点は十分に考えて進めていただきますように、これはお願いとさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○増永和起委員長 要望ですか。

○森西正委員 はい。

○増永和起委員長 ほかに質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 では、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11 時 25 分 休憩)

(午前 11 時 26 分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第 61 号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 済みません。議案第 61 号の介護保険特別会計補正予算についてなんですけれども、今回は、ある意味決算に伴う繰り越し額を基金へ積み立てていくというふうな、そういう流れの事務处理的なところがあるのかなというふうには思っています。

中身の細かいところについては、また決算審議の中でお聞きしたいというふうに思うんですけれども、ちょっと率直に、今回「摂津市の介護保険」、先日これ見せてもらいましたが、平成 27 年度、平成 28 年度、せっつ高齢者かがやきプランの第 6 期に入ってからこの基金の状況というのがぐっとふえておるわけです。今回の補正で 3 億円を超えるそういう基金になっていくわけなんですけれども、そこらあたりをどう見ておられるのかだけ、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○増永和起委員長 吉田参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、弘委員の基金の平成 27 年度、平成 28 年度に関して、どのように考えているかということに関してのご答弁をさせていただきます。

この平成 27 年度、平成 28 年度の基金の大きな原因の一つが、介護報酬のマイナス改定ということが一番大きい原因ではないのかと思っております。特に、マイナス 2 % 程度の報酬改定をしておりますので、その分が基金において計画との差が出てきておりますので、上乗せせざるを得ないということ、給付費の伸びが、先日お配りさせていただきました「摂津市の介護保険」の中でも、8 ページのところがございますが、この平成 24 年度、平成 25 年度、平成 26 年度、の第 5 期の伸びと、やはり非常に違っておるということで、その原因は平成 27 年度の施設入所の方の要介護

3以上が原則の改正とか、配偶者の所得を見ていくというような制度改正等があった部分や2割負担とかですね。そういう制度改正の部分が大きいのかなと思っておりませんが、そういう部分が基金として積み上がっていつているというような状況と考えております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 この準備基金の性質というか、意味合いからしても、たくさん積みばいいというもんじゃないというふうには、私は思っています。給付が下がっていつてゐるんだったら、やっぱり取る保険料のほうも、やっぱりその分減らすとか、やっぱりそういうようなことでないといけないうふうにも思うので、そこらあたりの見込みというのは、なかなか計画を立てる段階では、さまざま国から示されるような指標だったり、ワークシートであったり、そういうようなところでやられていつてゐるんだというふうには認識はしてゐすけれども、こういう状況の中で、保険料は天引きされて、払っているけれども、なかなか給付、それからサービスの利用が十分受けれていない、そういうことになってはしないのかというふうなことを、こういう指標、数字を見るたびに、やっぱり思い返しているところです。

また、中身については決算のところでお聞きしていきたいというふうに思うので、そういう状況なんだということだけ、ちょっと今回の補正を見て感じているところで、意見として申し上げておきます。

○増永和起委員長 弘委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 それでは、以上で質疑

を終わります。

次に、議案第70号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 この議案第70号の条例ですね。一部改正というふうなことで、本会議の際に提案理由の説明を受けておりますけれども、なかなかちょっと説明だけでわかりにくいなというふうなことも思つてまして、再度ちょっとお聞きしておきたのですけれども、この条例改正で具体的にどういう人にどういう影響があるのかというふうなことですね。担当課で想定されるようなことがおありでしたら教えていただきたいと思います。

○増永和起委員長 吉田参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、弘委員のこの条例改正における担当課としてどのように変わるのかということに関して、お答えさせていただきます。

今回の条例改正に関しましては、第2号被保険者ですね。40歳から64歳の医療保険を受けられていて、認知症等の発症とか、若年性の脳梗塞とかの発症とかで申請される第2号被保険者の方の配偶者の方や世帯の方に関して、今まで同意書という書類が必要でしたが、このマイナンバー制度の導入に伴って質問検査権が介護保険で制度改正されましたので、所得確認等ができるということで、今まで同意書をとっていた利用者の方にとっては、ご手間をなくせるというのが一番大きなメリットとか、変わる点ではないのかなというふうに思っております。

特に、できるだけ早く所得確認等できることで負担割合の判定ができるということでございますので、少しでも早く審査さ

せていただけたらなというふうに考えております。

以上です。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 今回、介護保険法の改正に伴いというようなことが、最初にこの提案理由で言われてますけれども、その中で、番号法とか、そういった利用をくっつける形で、さっき言ってたような同意書の分の手間を省けたりというようなことなのかというふうに思っておりますが、議案参考資料の42ページで、この条例の中身を見たときに、虚偽の答弁をしたときとか、罰則規定とかそういうようなことが、現行の罰則規定のところがちよっと変わるんだというふうな、そういう意味合いで理解をしているんですけれども、基本的に、このペナルティですか、罰則過料というようなことが発生するのがどういうときなのかというふうなことです。ちょっとわかれば教えてもらいたいのですが。

○増永和起委員長 吉田参事。

○吉田保健福祉部参事 介護保険の所得確認をする場合、介護保険、特に申請されている方ということでございますので、ご家族の所得がわからない場合とか、拒否された場合に、そういうことが起こると思うんですけど、それによって1割負担とか2割負担とかの判定ができなくて、結果的に必要なサービスが受けれないということです。現実的にはそういう拒否が起こるということを想定はしておりません。申請された方に実際にそれによってご不便をかけてしまうというようなことがないような形で、そういう過料が発生するというふうな、今回、制度改正としておりますが、対象者の方が出るというふうな考えでおる状況ではございません。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 なかなかこういうことの対象になってくる人をあらかじめ想定してというようなことには、もちろんならないんだというふうに思います。そうならないようにというふうに私も強く思ってますけれども、ただ、その条例の中にこういう罰則規定があって、その対象者がこの中身で言うたら広がるのかなというふうな、そういうふうに認識としては捉えているわけです。

それと、やっぱりその番号法のマイナンバーの利用とつなげて、今回のこの改正になってるというふうなことからしてみたら、やっぱり、この法改正でこうなるから条例としては変えなければならないというふうな意味合いとしてはわからなくはないのですけれども、ちょっとこのところのひっかかりというか、そういうのがどうしてもぬぐえない部分ではあります。このことで、課長のほうからは市民に直接影響は出ないというふうなことですが、じゃあ、この罰則というふうなことそのものをなくすというふうなことにはならないというふうなことなのではないでしょうか。ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○増永和起委員長 堤部長。

○堤保健福祉部長 罰則をなくせないのかというご質問でございますが、介護保険条例第16条そのものが10万円以下の過料をいただく場合はこういう場合がありますということで、第1号、第2号、第3号という形で定めております。介護保険制度というのは申請制度ですので、そこにおきまして、例えば第1号では届け出をしない、あるいは虚偽の届け出をしたとき、第2号では被保険者証を提出しないときとなっています。第3号が正当な理由がな

く、規定による文書その他物件を提出せず、または質問に答えず、もしくは虚偽の答弁をしたときとなっております。そういった介護保険の適切なサービスを受けるために必要なご協力がいただけないようにならないような担保でございます。もともとサービスを受けたいということで来られますので、今、吉田参事が申し上げたように、実際に適用することはほぼ考えられないですけれども、ただ、被保険者証はないけど、これを受けさせんかいというふうな、そういったことはできませんよということでございます。制度の担保ということではないかというふうに考えています。よろしくをお願いします。

○増永和起委員長 弘委員の質問が終わりました。

ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11 時 40 分 休憩)

(午前 11 時 41 分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第 59 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 61 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成、よって本件

は可決すべきものと決定しました。

議案第 66 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 68 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 70 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前 11 時 42 分 閉会)

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

民生常任委員長 増永 和起

民生常任委員 南野 直司